

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外債府令
財務諸表の監査証明に関する内閣府令	監査証明府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

	コメントの概要	金融庁の考え方
●臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化		
1	開示府令案第 19 条第2項第8号の2及び第 16 号の2に規定する「一連の行為」は、どのような場合に「一連の行為」となるのか不明確であり、妥当ではない。したがって、「1年以内に行われた子会社取得行為に係る対価の額の合計額」などのように明確化するべきと考える。	今回の改正による規制の趣旨を潜脱するような子会社取得が行われることを防ぐ観点から、「一連の行為」については、今回のガイドラインの改正で示している通り、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らして、当該子会社取得と実質的に一体のものかどうかを判断いただくこととなります。
2	子会社取得の対価の額には、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれること、及び、「一連の行為」には、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当すること、という基準を設け、「取得の対価」の範囲を広範に解釈している。そのため、「取得の対価」が提出会社の純資産額あるいは連結会社の連結純資産の 15%以上となる時、を臨時報告書による開示対象子会社の範囲とすると、開示対象となる案件が増加し、臨時報告書の発行が増えすぎると考えられる。従い、開示対象子会社の範囲について、現行制度における特定子会社の定義における純資産要件を一部引継ぎ、「取得の対価」が提出会社の純資産額あるいは連結会社の連結純資産額の 30%以上となる時、とすることを検討頂きたい。	ある子会社取得の対価の額に、当該子会社取得と一連の行為として行った、又は行われることが決定された子会社取得の対価の額をすべて合算した結果、提出会社の純資産額あるいは連結会社の連結純資産額の 15%以上となるときは、臨時報告書の提出が必要となるような、重要な子会社の取得に該当すると考えられます。
3	本改正案に抵触する子会社の取得で、かつ特定子会社の移動も伴う場合には、開示府令第 19 条第2項第3号と開示府令案第 19 条第2項同項第8号の2における開示のタイミングが異なることから、二度の臨時報告書の提出が必要となる点	例えば、関連会社を子会社化する場合等で、機関決定から取得までの間隔が極めて近接しているときには、一つの臨時報告書に2つの提出事由(子会社取得、特定子会社の異動)を記載することができると考えられます。

	<p>については、実務負担を考慮し、ご配慮いただきたい。</p>	
4	<p>特定子会社の異動に係る臨時報告書の提出要件と本件が重なる場合、一つの事象に対し複数の臨時報告が行われることは、作成者に過度な負担が生じるのみならず、情報利用者にとっても不便である。本来、臨時報告書の提出要件を全体として再整理すべきであるが、少なくとも、複数の提出要件に該当する場合においては、一つの臨時報告を認めるべきである。</p> <p>また、訂正報告についても実務に配慮いただきたい。</p>	
5	<p>子会社の取得が業務執行機関でなく、取締役会等の経営機関に決裁が委ねられている場合は、業務執行機関の意思決定時期ではなく、経営機関の意思決定時点で提出するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。今回の改正により臨時報告書の提出が必要となるのは、「業務執行機関」ではなく、「業務執行を決定する機関」により、子会社取得が決定された場合です。</p>
6	<p>子会社取得について、株式の取得のほか、子会社の設立を含むのかどうか、明確にすべきである。</p> <p>また、意思決定時点で買収金額が確定しておらず判断が難しいケースも想定されるため、例えば、株式交換による子会社取得の場合、「意思決定時点の株式時価に基づいて算定した買収金額に基づき判断する」といった文言を追加するなど、実務に配慮した表現の工夫をお願いしたい。</p>	<p>今回の改正により臨時報告書の提出が必要となる「子会社取得」には、子会社の設立は含まれません。</p> <p>また、子会社取得の対価の額が確定していない場合であっても、開示基準に該当しないことが明らかである場合を除き、例えば、当該対価の額について意思決定時点の株式時価に基づいて算定した買収予定金額を記載した上で、臨時報告書を提出することは可能と考えられます。この場合、当該対価の額が確定次第、訂正報告書を提出することになると考えられます。</p>
7	<p>親会社と子会社が共同で取得する場合、開示府令第19条第2項第8号の2及び第16号の2のいずれの提出要件にも該当しないため、臨時報告書提出の対象外との理解でよいか。</p> <p>また、開示府令第19条第2項第8号の2における近接取得は、親会社が取得するケースのみとなっており、子会社が取得するケース並びに親会社と子会社が共同で取得するケースは合算の対象外との理解でよいか。</p> <p>加えて、開示府令第19条第2項第16号の2における近接取得は、「親会社又は連結子会社による」とあるため、親会社と子会社が共同で取得するケースは合算の対象外との理解でよいか。</p>	<p>親会社と子会社が共同である会社を子会社とする場合、当該子会社取得は親会社の決定に基づいていると考えられますので、本件は、当該親会社による子会社取得であるといえます。よって、当該親会社が有価証券報告書提出会社であれば、開示府令第19条第2項第8号の2が適用されます。</p> <p>また、子会社による子会社取得は、開示府令第19条第2項第16号の2が適用されます。</p> <p>さらに、親会社の決定を踏まえて親会社と子会社が共同で近接取得を行う場合は、開示府令第19条第2項第8号の2においても同項第16号の2においても、近接取得として考慮する必要があります。</p>

8	<p>新たに子会社を取得する連結子会社が上場会社である場合、提出会社の臨時報告と当該連結子会社による臨時報告をそれぞれ行う必要があるのか不明確なので、新たに子会社を取得する連結子会社が上場会社である場合における提出会社と当該連結子会社のそれぞれの取扱いを明確にしてもらいたい。</p>	<p>提出会社による臨時報告書の提出と、当該連結子会社による臨時報告書の提出を、それぞれ行う必要があります。</p>
9	<p>開示府令案第 19 条第 2 項第 16 号の 2 の「当該連結会社の最近連結会計年度」は、「提出会社の最近連結会計年度」とすべきではないか。</p>	<p>開示府令第 19 条第 2 項第 13 号以下の規定とそろえておりますが、実質的な内容はご指摘のものと同様です。</p>
10	<p>子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額には株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれることとされているが、会社が自己株式を対価として支払った場合も支払対価に含まれるか否かを明確化する必要がある。</p>	<p>条文上、子会社取得に係る対価の種類を限定しておりませんので、自己株式を対価として支払った場合も、取得の対価の額に含まれます。</p> <p>なお、会社法の株式交換の手続による場合は、開示府令第 19 条第 2 項第 6 号の 2 又は第 14 号の 2 に基づく臨時報告書の対象となります。</p>
11	<p>開示ガイドライン案 24 の 5-22-2 の「子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額」には、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれる」について、子会社を取得する行為について株式交換を用いると、自己株式や親会社株式などもその対価として考えられる。したがって、株式譲渡だけでなく株式交換で取得することも想定して対価を記載することが適切と考える。</p>	
12	<p>開示ガイドライン案 24 の 5-22-2 の「子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額」は、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 26 項「取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。」における、取得原価に含めるべき支出額と同じと考えるが、この理解でよいか。もし、取得原価に含める支出額に限らないということであれば、本ガイドライン案で想定している費用等の額の範囲を明確に記載してほしい。</p>	<p>「子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額」は子会社取得の対価としての性格が認められる一切の支出をいうものと考えられますので、現在の企業結合会計基準第 26 項の規定を参考にすることは可能であると考えます。</p>
13	<p>高額な対価による子会社の売却については、臨時報告書の対象としなくてよいのか。</p>	<p>今回の改正は、売上高や純資産の小さな会社を高額な対価により取得する取引について、金融商品取引法上の開示が行われていなかったこ</p>

		とを踏まえたものであるため、子会社取得のみを対象としました。
14	子会社への移管が、全体の 15%以下であれば、報告しなくていいということであれば、それ以下であるように調整して、限度以下になるよう連続してあるいは、もう少し延ばしながら移管を進めていけば、わからないというようなことになるのではないのでしょうか。近ごろは、たまに経営者側が、経営者個人のために、会社の財産を移管させるようなこともあるので、注意が必要と思われるます。	貴重なご意見として承ります。
●外国会社が提出する有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化		
15	最近5事業年度分の財務書類(最近2事業年度分は公認会計士の監査を受けたもの)の記載に代えて、最近3事業年度分の財務書類の記載を選択した場合において、連結財務諸表規則第8条の3などに規定される比較情報の取扱いが適用となるのかどうかについて、明示的に示されていないと考えられる。このため、最近3事業年度分の財務書類の記載を選択した場合に、比較情報に係る規定が適用となるのかどうかについて、記載上の注意などにおいて明らかにしてほしい。なお、3期分の単年の財務情報(比較情報を含まない)(連結財務諸表規則附則第2項、第3項など参照)を掲げ、それぞれに対して監査証明を発行する場合には、財務諸表の監査証明に関する内閣府令(監査証明府令)において、3期分の監査証明を前提とした記載が必要になると考えられる。	比較情報を含まない、最近3事業年度分の財務書類を掲げる必要があります。 また、今回の改正は、財務書類について既に3年分の監査証明を受けている場合には、最近5年分の財務書類に代えて最近3年分の財務書類を記載することを認めるものです。よって、監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類を規定する監査証明府令を改正する必要はないと考えております。 なお、提出会社が継続開示会社でない場合は、通常は、最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が金商法第5条又は第24条で記載されていない場合に該当するため、比較情報の取扱いが適用できないことはすでに明らかとなっております。
16	ただし書において、「提出会社が継続開示会社でない場合」に限定されているが、海外で募集を行う場合、海外目論見書において最近3事業年度の財務書類を掲載することが一般的であり、そのような場合、日本で同時に募集を行おうとするときは投資情報の内外格差が生じないよう、日本でも同範囲の財務書類の開示を希望する場合があるため、当該募集を行おうとする外国会社が継続開示会社である場合であっても、選択により、最近3事業年度分の財務書類を掲載することを可能とするよう、「提出会社が継続開示会社でない場合には」の文言を削除いただきたい。もしくは、本改正は、継続開示会社の場合に最近3事	提出会社が継続開示会社でないため最近2事業年度の財務書類の掲載で足りる場合に、財務諸表等規則第129条の要件を満たすために最近3事業年度分の財務書類を掲載することを禁止するものではありません。

	業年度分の財務書類の掲載が妨げられる趣旨ではないことを確認したい。	
17	開示府令第7号様式記載上の注意(53)a(a)③に該当する外国会社について、監査証明に該当すると認められる証明を受けている財務書類が、連結財務諸表については3事業年度分存在するが、個別財務諸表については3事業年度分存在しない場合、連結財務諸表は開示府令第7号様式記載上の注意(53)b ただし書及び(65)により3事業年度、個別財務諸表は5事業年度を掲げることで良いか。	連結財務諸表と個別財務諸表が、それぞれ別々の監査証明に該当すると認められる証明を受けている場合は、連結財務諸表については最近3事業年度分を掲げ、個別財務諸表については最近5事業年度分を掲げることができると考えられます。
18	米国において有価証券届出書に相当する様式S-1又はF-1において開示される監査証明を受けた財務書類は、最近2事業年度末時点の連結貸借対照表並びに最近3事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書であるが、この場合、開示府令第7号様式記載上の注意(53)b 但書の適用の可否について確認したい。適用を受けられない場合、米国及び日本において募集を行うに際して、日本のみ連結貸借対照表について最近3事業年度末時点を掲げることとなるため、さらなる柔軟な対応を検討してほしい。	記載上の注意(53)b ただし書の取扱いが認められるのは最近3事業年度の財務書類であり、連結貸借対照表も最近3事業年度に係るものが必要となります。 なお、ご意見につきましては、今回の改正に伴う外国会社の有価証券届出書の提出の状況及び海外の開示制度等をみて、今後、改めて検討させていただきます。
19	外国会社及び外債の発行者の有価証券届出書の開示様式(それぞれ開示府令第7号様式および外債府令第2号様式)の記載上の注意においては、いずれも監査報告書の添付は明文化されていないが、外国会社の場合はEDINET上の監査トレイに、外債の発行者の場合は有価証券届出書の本文の中にそれぞれ監査報告書の写しを入れている。今回の見直しにあたり、公認会計士もしくは監査法人の監査証明を受けていることをその要件としているので、監査報告書の添付についても明文化した方がよいと思われる。	「経理の状況」に財務書類として掲げたものは監査証明が必要となっており、その事実の確認のため、監査報告書の電子データをEDINETを通じて提出していただくこととなっていますので、今回も同様の取扱いを前提としております。
20	有価証券届出書における財務書類について開示府令第7号様式記載上の注意(53)a(a)③に該当する外国会社であっても、同時に海外募集を行う場合、海外目論見書においては連結財務諸表のみの開示となることが一般的である。日本のみ個別財務諸表を掲げることとなるため、個別財務諸表の開示の要否については今後の課題とし	貴重なご意見として承ります。

	て検討いただきたい。	
●発行登録制度におけるプログラム・アmount方式(発行残高の上限の記載)の柔軟化		
21	<p>発行予定期間内に償還が予定される社債が複数有る場合、回数(銘柄名)ごとに償還期日と償還額を記載しなければならないか、あるいは償還期日が同一であれば、償還期日ごとに合計額を記載すればよく、回数(銘柄名)まで記載する必要はないとの理解でよいか。</p> <p>また、記載された登録前に発行した社債が償還したとしても、発行可能額が増えるわけではないとの理解でよいか。</p>	<p>償還期日が同一であれば、償還期日ごとに償還額を記載することが可能です。</p> <p>また、発行可能額については、ご意見のとおりです。</p>
22	<p>「当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと」とあるが、これは当初記載した償還期日を迎え、社債が償還される都度提出を要するということか、あるいは途中で期限前償還を行う等、当初記載した償還期日や償還額が予定と異なることとなった場合のみ提出を要するのか。</p>	<p>当初記載した償還期日どおり償還された場合は、訂正発行登録書を提出する必要はありませんが、当初記載した償還期日や償還額が変更となった場合は、訂正発行登録書を提出する必要があります。</p>
23	<p>なお書により、どのような柔軟化が図られたのか確認したい。例えば以下の例の場合、当該発行登録のもとでの発行可能額はどのように考えれば良いのか。</p> <p>【例】</p> <p>発行登録書の提出:平成24年10月x日 募集有価証券の種類:社債券 発行予定期間:効力発生予定日(平成24年10月y日)から2年を経過する日(平成26年10月z日) 発行残高の上限:1,000億円 償還期日:平成24年12月a日 償還額200億円(注:5年債) 償還期日:平成25年4月b日 償還額500億円(注:10年債)</p> <p>(1)平成24年11月時点で発行可能な額は、①1,000億円、②300億円(=1,000-200-500)のどちらとなるのか。</p> <p>(2)平成24年11月時点で200億円発行した場合、平成25年1月時点で発行可能な額は、①800億円(=1,000-200)、②300(=1,000-200-500-200+200)、③1,000(=1,000-200+200)のいずれかとなるのか。</p> <p>いずれも①となるのであれば、「発行予定額」を選択する場合との違いはあるのか。</p>	<p>(1)、(2)共に①となります。</p> <p>「発行残高の上限」を選択し、過去の募集により発行された社債の発行予定期間中の償還予定額を記載することで、あらかじめ償還を見込んだ上で発行残高の上限を設定した場合でも、それが投資者に過大な債務ととられないような情報提供が可能となります。</p>

24	<p>前述の例において、例えば以下の場合には「当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと」に該当するのか確認したい。</p> <p>(1)買入消却により平成24年12月a日を償還期日とする社債の残存額が180億円となった場合</p> <p>(2)償還期日を平成25年4月b日とする社債について繰上償還の実施が決定され、繰上償還日が平成25年3月c日となった場合</p>	<p>(1)は償還額に変更が生じたこと、(2)は償還期日に変更が生じたこととして、いずれの場合も訂正発行登録書を提出する必要があります。</p>
25	<p>「償還額」とは、発行登録書提出時における残存額を意味するとの理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
26	<p>発行予定期間(現行2年間)について、例えば有価証券報告書の公衆縦覧期間と同じ5年間としてみてもどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>